

障害者を労働者として雇用する事業主の皆様へ

障害者雇用納付金制度に基づく

各種助成金のごあんない

障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、事業主等が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して予算の範囲内で助成金を支給することにより、その一時的な経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものです。

目 次

1. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金について	P. 1
2. 助成金制度の対象となる障害者	P. 1
3. 認定申請から支給決定までの手続の概要	P. 1
4. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧	P. 2～4
5. 留意事項等（助成金支給後について）	P. 4
6. 不正受給について・不正受給を行った場合の措置	P. 5
7. その他	P. 5

このリーフレットには、それぞれの助成金の概要を掲載していますが、このほか助成金ごとに支給に係る要件や申請の期限等が定められており、詳細は都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）にお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております。<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/>

障害者雇用納付金制度に基づく助成金について

事業主または事業主の団体(以下「事業主等」といいます。)が障害者を労働者として雇用するにあたっては、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すため、施設・設備の整備や、雇用管理を図るために特別な措置を行うことが必要な場合があります。障害者雇用納付金制度に基づく助成金(以下「助成金」といいます。)は、これらの措置を行うことにより生じる経済的負担の調整ならびに障害者の雇用の促進および継続を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。)が予算の範囲内で支給するものです。

助成金制度の対象となる障害者

- (1) **身体障害者**とは、原則として身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」といいます。)の障害等級1級から6級までに掲げる身体上の障害がある者および7級に掲げる身体上の障害が2以上重複している者をいいます。なお、重度の身体障害を有する重度障害者の範囲は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第1に該当する者で、障害等級表の1級または2級に該当する身体障害を有する者および身体障害を2以上重複して有することにより、障害等級表の2級に相当する身体障害を有するものと認められる者をいいます。
- (2) **知的障害者**とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」といいます。)第19条第1項の障害者職業センター(以下「知的障害者判定機関」といいます。)により知的障害があると判定された者をいいます。なお、知的障害の程度が重い重度知的障害者の範囲は、知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者をいいます。
- (3) **精神障害者**とは、法第2条第6号に規定する精神障害者であって、次のイまたはロに掲げる者で症状が安定し、就労が可能な状態にあるものをいいます。
- イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
ロ 総合失調症、そううつ病またはてんかんにかかっている者(イに掲げる者に該当する者を除きます。
なお、ロに掲げる者にあっては、次の(イ)から(ハ)のいずれかに掲げる者をいいます。
- (イ)公共職業安定所の紹介に係る者
(ロ)当該事業主等の事業所において、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第49条の1に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者
(ハ)障害者職業センターにおける職場復帰(労働者が精神障害者となった後、当該労働者が精神障害となったときに雇用している事業主等の事業所において就労することをいいます。)のための職業リハビリテーション措置を受けている者
- (4) **中途障害者**とは、労働者のうち、事業主等に雇用された後に、身体障害者となった者(身体障害者にあっては、異なる身体障害を有することになった者または身体障害の程度が重くなった者を含みます。)または精神障害者となった者であって、職場復帰(当該障害者が障害者となったときに雇用している事業主等の事業所において就労することをいいます。)を行うものをいいます。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げる障害者である**在宅勤務者**とは、労働者であって、その労働日の全部または大部分を当該事業所に通勤することなく自宅において従事する者をいいます。この場合、在宅勤務者は事業主等との間に雇用関係が明確に認められるものであって、在宅勤務者の業務内容、指揮命令系統、就業内容等の要件を全て満たしていることが必要となります。

この助成金制度における「労働者」とは、週所定労働時間が20時間以上(精神障害者にあっては15時間以上)である労働者をいいます。このうち、「短時間労働者」とは、週所定労働時間が20時間以上30時間未満(精神障害者にあっては15時間以上30時間未満)である労働者をいいます。また、対象となる障害者が労働者に該当するかどうかは、対象期間における各月ごとの実態の労働時間が80時間以上(精神障害者にあっては60時間以上)の月が半分を超えてることにより判断します。

認定申請から支給決定までの手続の概要

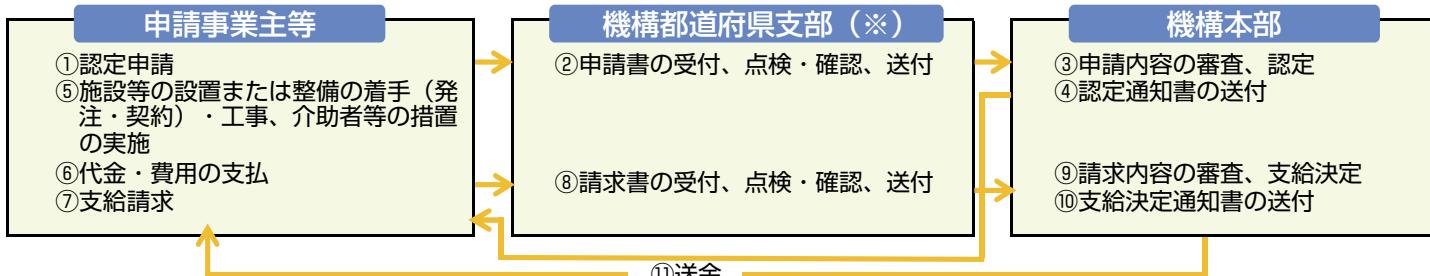
1 受給資格認定申請の手続

- (1) 助成金を受けようとする事業主等は、定められた期間内に**障害者助成金受給資格認定申請書**および助成金ごとに定められている**添付書類**を機構に提出します。提出窓口は申請に係る事業所が存在する都道府県支部となります。
- (2) 助成金の受給資格の審査結果は、**助成金受給資格認定通知書**または**助成金受給資格不認定通知書**により、事業主等に通知します。
- (3) 助成金の受給資格の認定にあたり、支給請求書を一定期間内に提出することと、その他機構が必要と定める事項を遵守することを条件とします。

2 支給請求の手続

- (1) 受給資格の認定を受け、助成金の支給を受けようとする事業主等は、定められた期間内に**障害者助成金支給請求書**および助成金ごとに定められた**添付書類**を機構に提出します。提出窓口は都道府県支部となります。
- (2) 助成金の支給請求の審査結果は、**助成金支給決定通知書**または**助成金不支給決定通知書**により事業主等に通知します。なお、助成金は事業主等が指定する金融機関の口座に機構から振込みます。
- (3) 助成金の支給にあたり、支給に係る施設等を一定期間以上支給対象障害者のために使用することなど、機構が必要とする事項を遵守することを条件とします。

手続の流れ図



※窓口は、各都道府県支部の高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）です。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧

障害者作業施設設置等助成金（作業施設、作業設備等の整備を行う事業主の方への助成金）

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備（以下「作業施設等」といいます。）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

なお、対象となる障害者が雇用され、または職場復帰もしくは人事異動等から6か月を超える期間が経過しており、作業施設等の設置または整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 <p>※ 上記の障害者である在宅勤務者</p>	2/3	<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人につき450万円（作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ※ 作業設備の場合 障害者1人につき150万円（中途障害者の場合は1人につき450万円） 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 (1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円) 	—
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借			<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人につき月13万円 ※ 作業設備の場合 障害者1人につき月5万円（中途障害者の場合は1人につき13万円） 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 	3年間

(注) 認定申請書の提出期限：①の助成金…作業施設等の設置または整備に係る契約（発注）予定日の前日まで、かつ、雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあっては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあっては、人事異動等の翌日から起算して6か月以内
②の助成金…作業施設等の賃貸借契約日の翌日から起算して3か月後まで

障害者福祉施設設置等助成金（福利厚生施設の整備を行う事業主等の方への助成金）

障害者を労働者として継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主の団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るために、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設（以下「福祉施設等」といいます。）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 <p>※ 上記の障害者である在宅勤務者</p>	1/3	<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人につき225万円 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 (1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円)

(注) 認定申請書の提出期限：福祉施設等の設置または整備に係る契約（発注）予定日の前日まで

障害者介助等助成金（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金）

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

なお、①および③の助成金は対象となる障害者が雇用されて1年以上経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> 2級以上の視覚障害者 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者 3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者 <p>※ 上記の障害者である在宅勤務者</p>	3/4	<ul style="list-style-type: none"> 配置1人 月15万円 委嘱1人 1回1万円 年150万円まで 委嘱1人 1回1万円 年24万円まで 	10年間
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続		2/3	<ul style="list-style-type: none"> 配置1人 月13万円 委嘱1人 1回9千円 年135万円まで 委嘱1人 1回9千円 年22万円まで 	5年間
③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	6級以上の聴覚障害者	3/4	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱1人 1回6千円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合) 	10年間

(注) 認定申請書の提出期限：①、③の助成金…配置または委嘱する日の前日まで
②の助成金…①の助成金の支給期間の終了する日の前日まで

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	支給額	支給回数
<p>④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ○障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 <p>※上記の障害者である在宅勤務者</p>	<p>新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」</p> <p>障害者相談窓口担当者が研修を受講</p> <p>相談窓口業務等を専門機関に委託</p>	<p>①専従の場合（2人まで） 1人につき月額8万円 ただし、障害者相談窓口担当者の給与月額（通勤手当等を含む総支給額をいいます。）に3分の1を乗じて得た額が8万円を下回る場合は、その額を支給額とします。 (最大6か月)</p> <p>②兼任の場合（5人まで） 1人につき月額1万円 ただし、障害者相談窓口担当者の給与月額（通勤手当等を含む総支給額をいいます。）に10分の1を乗じて得た額が1万円を下回る場合は、その額を支給額とします。 (中小企業：最大12か月、その他：最大6か月)</p> <p>③専門機関等に研修の受講費として支払った額に3分の2を乗じて得た額（円未満切り捨て）（最大20万円） ④研修を受講した障害者相談窓口担当者1人につき時間額700円（上限月10時間かつ10人まで） ただし、①または②の支給を受ける障害者相談窓口担当者には支給しない。</p> <p>委託経費として支払った額の3分の2 (上限月額10万円かつ最大6か月)</p>	

（注）認定申請書の提出期限：対象となる措置を行おうとする日の前日まで

重度障害者等通勤対策助成金（通勤を容易にするための措置を行う事業主等の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主の団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

なお、対象となる障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過しており、その通勤を改めて容易にする必要がないと判断される場合は、中途障害者となった場合または障害の重度化が認められる場合もしくは人事異動等を除き、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
<p>①住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 		<ul style="list-style-type: none"> ・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円 	
<p>②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主の団体を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 		<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月15万円 	10年間
<p>③住宅手当の支払助成金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者 ・精神障害者 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人 月6万円 	
<p>④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主の団体を含む）</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・バス 1台 700万円 	—
<p>⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主の団体を含む）</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人 1回 6千円 	10年間
<p>⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・②指導員の配置 ・④通勤用バスの購入 ・⑤通勤用バス運転従事者の委嘱 	3／4	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人 1回 2千円 ・交通費 1認定 3万円 	1ヶ月間
<p>⑦駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人 月5万円 	10年間
<p>⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3级以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のある者 ・4级以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 		<ul style="list-style-type: none"> ・購入 1台 150万円 (1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円) 	—

（注）認定申請書の提出期限：④、⑧の助成金…購入に係る契約（発注）予定日の前日まで

①、⑦の助成金…住宅、駐車場の賃貸借契約日の翌日から起算して3か月後まで

②、⑤、⑥の助成金…配置または委嘱する日の前日まで

③の助成金…住宅手当を初めて支払った日の翌日から起算して3か月後まで

※⑥以外の助成金…上記の期限かつ、雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあっては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあっては、人事異動の翌日から起算して6か月以内

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（障害者を多数継続雇用し施設等を行う事業主の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を労働者として多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	・重度身体障害者 ・知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） ・精神障害者	2/3	・1認定 5千万円 (同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度)	—
※利息助成 ○上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用金庫から資金を借入	※対象障害者を1年を超えて継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要			5年間

留意事項等

助成金支給後について

以下の助成金については、助成金支給後一定の期間、支給対象障害者または当該障害者に代わる他の支給対象障害者の要件に該当する障害者（以下「対象障害者等」といいます。）を継続して雇用し、支給対象となった施設・設備・車両等（以下「対象施設設備等」といいます。）を、対象障害者等のために使用しなければなりません。この条件に違反した場合は、支給した助成金の全額または一部を返還していただきます。

- ・第1種作業施設設置等助成金
- ・障害者福祉施設設置等助成金
- ・重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バスの購入助成金、通勤用自動車の購入助成金）
- ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

対象障害者等雇用継続義務期間

助成金受給後は、助成金の種類によって定められた期間（以下「雇用継続義務期間」といいます。）、対象障害者等の雇用を継続する必要があります。

雇用継続義務期間内に対象障害者等を事業主等の都合で離職（解雇等）させた場合は、支給した助成金の全額を返還していただきます。

対象障害者等が自己の都合により退職した場合は、退職後6か月以内に新たに対象障害者等となる者を雇用し、当該対象障害者等のために対象施設設備等を使用していなければ、支給した助成金の一部を返還していただきます。

また、対象障害者等の変更や離職等がある場合は、助成金事業計画変更承認申請書を提出していただく必要があります。対象施設設備等を売却した場合は、支給した助成金の全額または一部を返還していただくことがありますので事前にご相談ください。

○雇用継続義務期間

助成金名	雇用継続義務期間	助成金名	雇用継続義務期間
障害者作業施設設置等助成金		重度障害者等通勤対策助成金	
第1種作業施設設置等助成金	2年	通勤用バスの購入助成金	2年
第2種作業施設設置等助成金	—	通勤用自動車の購入助成金	2年
障害者福祉施設設置等助成金	1年	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	5年

対象施設設備等使用義務期間

対象施設設備等については、取得価格が30万円以上の場合、資産に計上の上、法定耐用年数の2分の1の期間、対象障害者等のために使用していただく必要があります。（耐用年数の2分の1の期間が経過するまでの期間を「使用義務期間」といいます。）

実施状況の確認

○ 障害者助成事業実施状況報告書の提出

助成金支給後、対象障害者等の雇用状況および対象施設設備等の使用状況を確認するために、障害者助成事業実施状況報告書および添付書類（固定資産台帳（写）または減価償却明細書（写）等、対象施設設備等の写真等）を提出していただきます。

報告については、助成金の支給決定から1年後と雇用継続義務期間経過後の2回（障害者福祉施設設置等助成金については、支給決定から1年後の1回、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金については、支給決定から5年間（決算の都度））行っていただきます。また、報告の内容について疑義が発生した場合は、他の資料の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

なお、当該報告書および添付書類の提出がない場合は、支給した助成金の全額または一部を返還していただきます。

不正受給について

不正受給とは、偽りその他不正の行為(以下「不正行為」(注)といいます。)により、本来、受けることができない助成金を受給することまたは受給しようとしていることをいいます。

したがいまして、助成金受給後に不正受給が発覚した場合のみではなく、不正行為による認定申請や支給請求(以下「申請等」といいます。)を行い、機関での審査の過程で不正が発覚した場合や不正行為により申請等を行い、その後これらの取下げを申し出た場合も不正受給として取り扱います。

(注) 「不正行為」には、詐欺、脅迫、贈賄等、刑法に抵触する行為のほか、故意に申請書等に虚偽の記載を行ったり、偽りの証明を行うこと等も含まれます。

また、助成金の申請または請求ができない事業主等が、偽って申請等を行うことも不正行為に該当します。

不正受給を行った場合の措置

不正受給を行った場合、ホームページで公表するほか、以下の措置を執ります。

- 1 既に認定を受けている場合、当該認定の取消し
- 2 既に支給を受けている場合、支給した助成金の返還(延滞金が付加されます。)
- 3 3年間の助成金不支給措置

※ 手段が悪質な場合などは、刑事事件として告訴することがあります。

その他

- 1 助成金の申請のために支給対象障害者等の個人情報を取得、利用および機関に提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、「個人情報の保護に関する法律」に従うとともに、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/78.pdf>)に準じ、取扱いに留意してください。
- 2 申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて追加の書類の提出または提示を求めることがあります。また、追加した書類を含め、事業主等から提出された書類の内容について、事業主等以外の関係者に対して直接質問することができます。なお、これらの確認にご協力が得られず、支給要件に照らして申請書等の内容に疑義が認められるときは、助成金を支給できないことがあります。
- 3 助成金の支給前後に、支給内容の確認のために、事業主等を訪問調査することができます。
訪問調査の際には、支給対象障害者および職場介助者等の方に介助等の時間およびその内容等の実績を確認させていただくほか、事業主等(事業所)の業務(営業)時間中等に無通告で実施することができますので、あらかじめご承知ください。
- 4 助成金の申請および請求にあたって、ご提出いただきました書類につきましては、返却いたしませんのでご了承ください。

お問い合わせ

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。
助成金の詳しい内容につきましては、左記までお問い合わせください。

助成金については機関ホームページでも情報提供しております。
<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/>